

海外経済要録

米州諸国

◇チリにおけるデノミネーションの実施

1952年以降政府財政は、主要産業（銅、硝石、繊維など）不振による法人税収入の減少、他面経済開発支出（財政支出総額中20%を占める）の加重および公務員、軍人の増俸による支出増嵩（財政支出総額中30~40%を占める）が主因となつて、赤字が累増したが、政府はこの大部分を中央銀行借入れにより補填した。このため物価は騰貴し、賃上げ要求のスト頻発し、生産の低滞を招いた。この結果生計費は1953年~57年において毎年33%ないし74%の割合で高騰、悪性インフレーションを招来した。

政府はインフレを抑制するため、1958年強力に緊縮財政および物価抑制を行ない、物価上昇を20%以下に抑制することができた。加えて銅鉱業が銅価格の国際市況回復とともに増産態勢に入るに至つた事情もあり、チリ経済は最近若干の明るさを取りもどしつつある。政府はこの機をとらえ、経済安定計画を実施することとなつた。同計画の実施法案は、国会の承認を得た上4月6日に公布された。

同計画は、賃金水準の調整、所得税などの税率改正、関税法改正および企業独占化の排除などを主内容とするもので、下記のデノミネーション措置も、この計画の一環として実施されるものである。

- (1) 実施日……デノミネーションは、1年の準備期間をおき、1960年4月7日より実施される。
- (2) 内容……現行1ペソ(Peso)を $\frac{1}{1000}$ の価値に改めることとし、このため新通貨エスクード(Escudo)を発行、1000ペソにつき、1エスクードの割合をもつて交換される。エスクード紙幣のほか、1エスクードの $\frac{1}{100}$ に相当するコンドル(Cóndor)および $\frac{1}{1000}$ に相当するミレーシモ(Milésimo)硬貨も同時に発行が予定され、現行硬貨セントボ(Centavo……1ペソの $\frac{1}{100}$ に当る)は回収される。
この結果、現在の自由為替相場(1米ドル=1,051ペソ)により推定すれば、新1エスクードは1米ドル弱相当となることが予想される。
- (3) 準備措置……政府は、国民に新通貨の呼称に慣れさせるため、現行銀行券券面にエスクード価額を上刷

りさせ、流通させるとともに、店頭の商品値段などに新通貨による値段を併記させている。

欧州諸国

◇欧州自由貿易連合の設立

かねて共同市場外の英国、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、スイス、オーストリア、ポルトガルの7か国間で話し合いを進めていた小自由貿易地域案は、その結成にあたり最大の難関とされていたデンマーク農業問題につき英国およびスウェーデン両国による譲歩が行なわれたため急速に解決の運びとなり、7月21日ストックホルムにおける7か国閣僚会議で「欧州自由貿易連合」(European Free Trade Association)としてその草案が承認された。本案は今秋開かれる各国議会の承認を得た後、明年7月1日より具体的に発足することとなっている。

欧州自由貿易連合は、「経済活動の拡大、完全雇用の推進、生活水準の上昇、および財政、金融の安定による域内諸国経済の強化」を目的として謳っているが、欧州共同市場が完全な経済統合を目指しているのに対し、欧州自由貿易連合は域内貿易の促進を図り、共同市場の発展によりこうむる不利益を可及的に防止することを主たるねらいとしている。しかしながら、それはあくまで共同市場に対立するものでなく共同市場諸国および他のOECC諸国とも協調して、行く行くは西欧全体を包含する自由貿易地域の実現を究極の目標としている。このため関税引下げの歩調を共同市場のそれに合わせており、また欧州経済分裂の印象を与えぬようとくに配慮して小自由貿易地域の各称を変更したと伝えられる。草案のおもな内容は次の通り。

- (1) 関税引下げ……1960年7月1日にまず20%を引き下げ、以後1962年1月1日、1963年7月1日、1965年1月1日と1年半ごとに10%ずつ引き下げ、残りの50%を1966~1970年の各1月1日に10%ずつ引き下げる(関税引下げの基準は1960年1月1日)。
- (2) 量的輸入制限の撤廃……1960年1月1日の自由化水準を出発点とし、加盟国間の量的輸入制限は1970年1月1日までに撤廃する。
- (3) 適用免除規定……加盟国は国際収支が急速に悪化

した場合、あるいは他の加盟国からの輸入増加に伴う国内生産物の需要減退から工業の特定部門で失業が増加する場合は、防御ないし保護手段を講ずることができる。ただしこの場合は他の加盟国に通知し、監督機関の審査を受けるものとする（当規定は1970年1月1日までの過渡期においてのみ有効）。

(4) 域内原産地の証明……①域内付加価値の基準を50%とし、一定の基礎物資のリストを作成し、これに合致するものは実際の原産地いかににかかわらず域内原産とみなす。②一定の加工リストを作成し、これに合致するものは地域内で生産されたものとする。

(5) 公正競争の原則……公正競争をわい曲するような政府援助、量的輸出制限、保護ないし差別待遇の手段としての公企業、国家独占事業の利用、ダンピングなどは今後廃止してゆくものとする。

(6) 農業および水産業の取扱……本規定を適用せず、それぞれ別個の協定によるものとする。とくにデンマークに対しては、英国はベーコン、豚肉かん詰などの関税（現行10%）を半分ずつ2度（1960年7月1日と1961年7月1日）に分けて廃止し、またスウェーデンは肉およびそのかん詰、馬鈴薯、バターなどに関する関税の60%をデンマークの生産者に払いもどすなどの措置が採られる。

(7) 運営機関……意思決定機関は閣僚会議とし、加盟国に新たな義務を課することとなる事項については全員一致による決定を原則とするが、その他の事項については多数決による。

◇ブンデスバンクの支払準備率変更

ブンデスバンクは7月9日、支払準備率を別表の通り変更、8月1日から実施する旨発表した。今回の変更の趣旨および内容は下記の諸点にあるものとされている。

(1) 実効的な準備等級の設定、すなわち、①従来金融機関の準備等級は6段階に分類されていたが、2等級ごとに同一の支払準備率が適用されていたため、実質上3等級であったのを4等級に改めるとともに、②金融機関の資産負債総額の増大に対応し、各等級の範囲を拡大し、③さらに、各等級への分類の基準となる支払準備義務ある債務に貯蓄預金を含める（従来は短期債務および定期債務のみ）、④これとともに、一部準備率の引下げにより、いかなる金融機関に対しても従来以上の準備義務が課せられないようにする。

(2) (1)の措置を通じて中小金融機関の支払準備義務を若干軽減する。

(3) ブンデスバンク店舗非所在地の金融機関店舗がブ

ンデスバンク店舗所在地の店舗よりも高い現金準備率を保持する必要があるという事情を従来以上に考慮し、非所在地の店舗の支払準備率を引き下げる。

なお、このほか、今回の変更が実質上支払準備義務軽減の効果を持ち、6月現在70億マルクに上る支払準備義務額中、約3億マルクを解放することになると予想されることから、関係筋では、最近やや窮乏状態にある中・長期債市場のテコ入れ策としての意味もあるとみている。

旧 準 備 率

準備等級	支払準備義務ある短期および定期債務(貯蓄預金を除く)	短期債務		定期債務	貯蓄預金
		ブンデスバンク所在地	ブンデスバンク非所在地		
1	100以上	13	11	9	6
2	50 % 100未済	13	11	9	6
3	10 % 50 %	12	10	8	6
4	5 % 10 %	12	10	8	6
5	1 % 5 %	11	9	7	6
6	1未済	11	9	7	6

新 準 備 率

準備等級	支払準備義務ある債務(貯蓄預金を含む)	短期債務		定期債務	貯蓄預金	
		ブンデスバンク所在地	ブンデスバンク非所在地		ブンデスバンク所在地	ブンデスバンク非所在地
1	300以上	13	10	9	6	5
2	30 % 300未済	12	9	8	6	5
3	3 % 30 %	11	8	7	6	5
4	3未済	10	7	6	6	5

◇フランスの貿易為替自由化措置

1. 輸入自由化率の引上げ

7月23日、フランス政府は輸入自由化率を対OECD地域93%（従来90.8%）、対ドル地域60%（従来53%）にそれぞれ引き上げた。新たに自由化された品目は両地域にはほぼ共通で、農作物、鉱物資源、医薬品、繊維品、耕作機械、トラクター・エンジン、オートバイ、機関車など広範囲にわたっており、これにより鉱物資源はウラニウムを除き100%、繊維品も捺染生地を除いてはほとんど全部自由化されることになった。今回の措置では、対OECD地域輸入自由化率が1948年基準で算定されているため、引上げの幅はわずか2.2%であるが、現在の輸入規模からみた実質的輸入自由化率は従来65~70%から80%程度に大幅引上げとなったことが注目される。なお政府はさらに本年中に再度の輸入自由化率の引上げを行なう意向であると伝えられる。

2. 為替管理規則の改正

昨年末の交換性回復以来、ドル地域と振替可能地域の実質上の差異はなくなつたが7月26日為替局通達により両地域を制度上交換可能地域に統一、したがつて通貨地域区分は交換可能地域と双務協定の二つに整理された。

なお同日、輸出ユーザンス期間および一部輸入決済にかかる為替予約期間を従来の最長90日から180日に延長する為替管理規定の緩和措置も採られた。

◇スペインの平価切下げと経済安定計画

スペイン政府は7月18日、基準為替レートを対ドル42ペセタから60ペセタに43%と予想を上回る大幅の切下げを断行するとともに、従来の複数レート(対ドル31~95ペセタまで10種類)を廃止し単一レートを採用することに決定した。またこれと同時に、同国経済再建のため「総合経済安定計画」が発表されたが、これは必要以上の平価切下げ、複数レートの整理のほか、通貨交換性の回復、貿易自由化の拡大、外資導入の制限緩和、巨額の海外借款などを含む大規模かつ革新的計画である。なお同国は7月20日OECEへの正式加盟が承認され、これによりOECE加盟国は18か国となつた。

戦後スペイン経済は年率6%を上回る経済成長率(工業生産では年平均10%の上昇率)を示したが、これはおもに政府の急激な開発計画に基くものであつて、このところスペイン銀行貸出の著しい増加(1954年末の177億ペセタから1958年末には444億ペセタに増加)とこれに伴う慢性的インフレーション、原材料輸入増加による貿易赤字の著増、外貨保有高の急激な喪失、などがスペイン経済を破綻に導く恐れありとして憂慮されていた。とくに国際収支は過去4か年間に15億ドルの赤字を示し、うち10億ドルは米国援助によりまかなつたが、5億ドルは手持ち外貨の売却によらなければならなかつた。

スペインは今までも米国および国際金融機関に対ししばしば経済援助の要請を行なつてきたが、これに対し米国はじめ西欧諸国、国際金融機関は経済援助ならびに同国の西欧経済圏への加入の条件として以上のごとき経済安定政策の実施を強く要求したものとされており、国内的にはかなりの耐乏生活を余儀なくされるものと思われる。

従来、フランコ総統の独裁国家として西欧において政治的経済的に孤立していたスペインが今回欧州経済圏に正式加盟したことは、次にNATO加盟という西欧陣営への軍事的加入の前提とみられ、その政治的意義は大きい。

なお、経済安定計画の内容は次のごときものである。

(1) IMF などからの借款(総額418百万ドル)

- (イ) IMF……………75百万ドル
- (ロ) OEEC(EMA)……100百万ドル
- (ハ) 米国政府……100百万ドル(うち40百万ドルは1960年度対外援助予算—防衛支持、60百万ドルはペセタによる余剰農産物)
- (ニ) 米国輸出入銀行……30百万ドル
- (ホ) 米国民間銀行……68百万ドル(参加銀行12行、期限2か年、なお1か年延長もありうる)
- (ヘ) OEEC諸国との貿易上の債務……45百万ドル
- (ト) DLF(開発借款基金)……目下検討中。

(2) 民間輸入の大幅自由化

7月30日、OECE諸国および米国、カナダなどその他28か国からの輸入(政府輸入を除く)の50%(約200項目)を自由化した。

上記自由化に伴い、原料および部品の輸入については事前の許可は不要となり、かつ関税率の一部改正が行なわれた。また自由化されない原料および部品についてはglobal quota制とすることとなつた。

(3) 外資導入に関する制限の排除

7月28日以降、スペイン企業に対する外資は“優先外資”と、そうでないものと区分され、前者の場合には、その投資により生ずる利潤の送金を全く自由化した。ただし元本の送金は投資の日より2年後でなければ送金できない。

後者の場合には、利潤の送金は年間、投資総額の6%を限度として認められ、その元本は投資の日より2年ないし4年後でなければ送金できない。

また1939年以降25%に押えられていたスペイン企業に対する外国資本の参加比率を50%に緩和した。ただし高率の資本参加の場合には、特別の許可を要する。

(4) 貿易自由化に伴う国内の諸統制の緩和

(5) 信用抑制政策および財政緊縮政策の強化

8月3日よりスペイン銀行の公定歩合は5%から6¼%へ引き上げられた。

財政上の赤字減少については、財政支出の削減(5%以上といわれる)のほか、たばこ、マッチ、電話料、

スペインの主要経済指標

区分	卸売物価 指数 (1953年 =100)	工業生産 指数 (1953年 =100)	輸出額 (百万ドル)	輸入額 (百万ドル)	金・外貨 準備額 (百万ドル)
1955年	104	117	446	617	224.5
1956年	114	129	442	767	155.3
1957年	133	135	476	862	105.8
1958年	146	149	485	849	推定 (57.0)

鉄道運賃、ガソリン、公共施設使用料などの値上げが発表されている。

◇ギリシャの欧州共同市場加入

7月25日、欧州共同市場理事会は、ギリシャ政府の欧州共同市場への加盟申入れに対し、原則的に加入を承認した。

今回のギリシャの共同市場加入申入れについては、これが共同市場理事会における“地中海地域の結束強化を図るため”の会議の席上採択されたことからみて、たぶん政治的配慮から承認が決定された模様であるが、経済的にみただけの場合、ギリシャが共同市場加入申請を行なった理由としては次の諸点があげられる。

(1) 最近の欧州共同市場の発足および欧州自由貿易連合統合の動きに伴い、ギリシャがOEEC加盟国でありながらそのいずれにも属さないでいることは、ますます欧州における経済的孤立化を強めるとの懸念が増大してきたこと。

(2) ギリシャは輸出総額の50%、輸入総額の50%以上が共同市場との貿易に依存している関係上、共同市場への加入を通じて貿易拡大を図ることは、現在強力に推進されつつある同国の工業化政策にとって最大の要件であること。

(3) また戦後ギリシャは、西欧における最も重要な軍事基地として多額の米国援助を得、国内通貨の安定とともに著しい経済の復興と成長（過去6年間における国民所得増加率は年平均7%以上）を示し、本年5月にはドラクマ貨の交換性を回復したが、反面、その貿易収支は常に入超であり、これが補填を米国援助および外国の信用供与に依存している現状であつて、最近の米国援助の減少傾向は外貨準備の喪失を招いている。また国内産業の工業化政策および本年初めに発表された経済5か年計画（10億ドルの投資を行ない、国民所得35%増加を目標とする）（注1）の遂行に伴い、ギリシャは極度の資本不足に悩んでいる。このため共同市場へ加入することにより、欧州投資銀行からの借款ならびに共同市場諸国（なかんずく西ドイツ）（注2）

からの資本導入を強く要望していること。

（注1）ギリシャは、現在潜在失業者を含め労働力の25%（150～200万人）と推定される大量の失業者を救済するためには、年平均現在の約2倍の投資を必要とするといわれ、これも経済5か年計画の主目的となつている。

（注2）従来より、ギリシャは旧バルカンの一國としてドイツ投資圏に属している。

◇ソ連、1959年上半年期経済計画遂行実績

ソ連閣僚会議付属中央統計局の7月14日の発表によれば、1959年国民経済計画の上半期における遂行実績は、次の通り当初計画（年間7.7%増）ならびに前年実績（10%増）を上回つている。

工業生産増加率 (%)

1959年上半年期 (58年同期比)	12
1957・58年、年間平均	10
革命後41年間 (1918～58年) の年間平均	10

工業部門別増加率

	58年上半年比増 (%)
鉄・非鉄冶金	9
燃料・エネルギー工業	9
機械製作・金属加工	15
化学・ゴム工業	11
建設資材工業	25
森林・製紙・木材加工工業	9
軽工業	7
食料品工業	13

主要物資生産高・増加率

	59年上半年 生産高	58年同期 比増 (%)
鉄 (百万トン)	21	9
鉄鋼 (")	29.3	9
圧延鋼 (")	23.1	8
鋼管 (")	2.5	16
鉄鉱石 (")	46.3	7
石油 (")	252	3
石油 (")	61.7	14
ガス (十億 m ³)	17.5	25
電力 (十億 KWH)	126	11
人造・合成繊維 (千トン)	89	8
金属切削工作機械 (千台)	73.1	7
鍛造・プレス機械 (")	13.5	8
ボール・ローラー (百万個)	170	8
ベアリング (")	170	8
綿織物 (十億 m ²)	2.2	5

ギリシャの主要経済指標

区分	卸売物価 指数 (1953年 =100)	工業生産 指数 (1953年 =100)	輸出額 (fob) (百万ドル)	輸入額 (fob) (百万ドル)	金・外貨 準備額 (百万ドル)
1955年	120	130	206.5	343.6	210.0
1956年	131	134	209.6	420.0	211.4
1957年	131	145	222.8	465.2	196.4
1958年	128	162	242.8	481.3	176.0

毛織物(百万m ²)	201	8
革ぐつ(百万足)	190	9
時計(百万個)	13	8
カメラ(千台)	812	14
テレビ(“)	588	28
家庭用冷蔵庫(“)	215	19
家庭用洗たく機(“)	333	33
家庭用ミシン(百万台)	1.4	12
家具(金属製ベツ)(十 ^億 ルーブル)	4.5	27
肉(千トン)	532	17
バター(“)	325	18
乳製品(百万トン)	3.6	24

工業部門別投資増加率

58年上半期比増(%)

化学工業	70
鉄・非鉄冶金	21
石油・ガス工業	18
発電所建設	7
機械製作	35
建設資材工業	12
森林・製紙・木材加工工業	11
軽・食料品工業	23
鉄道輸送	11

国営・協同組合商業小売販売高

58年上半期比増(%)

肉・肉製品	21
バター	11
ミルク・乳製品	23
果実	38
ウオッカ類	— 3
家具	32
冷蔵庫	28
洗たく機	42
掃除機	50
オートバイ	27
テレビ	28

◇ソ連、国営商業小売価格の引下げ

ソ連閣僚会議および各連邦共和国閣僚会議の決定により、1959年7月1日から国営商業小売価格の一部は下記の通り引き下げられた(いずれも平均)。

ソ連閣僚会議決定によるもの。

時計	16%
自動車	21
電蓄兼用ラジオ	16
カメラ	19
婦人用ストッキング(化繊)	20
各連邦共和国閣僚会議決定によるもの。	
ぶどう酒	19%
果実酒	20

アジアおよび大洋州諸国

◇レバノンにおける通貨・信用委員会の設立

現在レバノンは中央銀行を有せず、フランスの商業銀行たるBank of Syria and Lebanon がレバノン政府との1938年の協定に基づきレバノン・ポンドの発券業務を担当している。同国はこの発券業務委託契約が1964年で満期となることもあり、このほど通貨・信用委員会を設立、報告統計を徹して同国の金融・通貨事情を調査するとともに、前記委託契約の検討、中央銀行設立などの諸問題を研究することになった。同委員会は金融専門家により構成され、政府から独立した機関である。

◇パキスタンの輸入制限緩和措置

パキスタン政府は7月1日、本年下期(7月~12月)の輸入政策を発表し、資本財はじめ消費財についても輸入緩和の方針を明らかにした。今回かかる緩和措置が採られたのは、昨年10月の政変後成立した新政府が、強力な輸入抑制、輸出増進措置を採った結果外貨事情も漸次好転をみるに至つたためである。すなわち、同政府は昨年未使用ライセンスの凍結を行ない、1月に入つて輸出報奨制度などの輸出振興措置を実施、さらに2月には奢侈品に対する輸入税の引上げ、非必需品の輸入許可品目削減などを行なつたため、中央銀行保有外貨は昨年9月の232百万ドルを底として本年6月には274百万ドルに増加するに至つた。緩和措置の概要は次の通りである。

(1) 輸入許可品目は前期 174 品目から 201 品目に拡大された。このうち資本財を中心とする37品目は直接、工業需要家のみが発給される。

(2) 新たに追加された品目にはガラスおよびガラス製品、織物、電気器具、学用品、玩具、化粧品などを含み、消費財の輸入金額も大幅に拡大されている。

(3) しかし輸入の重点は引き続き機械類、鉄鋼など経済開発用資本財におかれている。また中小企業育成のため、プラント類の輸入割当額はかなり増大する見込で

ある。

◇マラヤ連邦とシンガポールのドル地域輸入制限緩和措置

マラヤ連邦およびシンガポール両政府は去る7月13日はほぼ同一内容のドル地域輸入制限緩和措置を発表、8月1日から実施した。これによると従来最も不利な待遇を受けていたドル地域からの輸入はOEEC（欧州経済協力機構諸国）並みに自由化（米、ウィスキー、モーター車両、ラジオセットなどの一部物資を除き大部分はオープン・ゼネラル・ライセンスの対象となる）され、あわせて従来はほぼ全面的に禁止されていたシンガポールおよびペナンからのドル物資再輸出についても大幅に制限が解除された。

今回の措置は、先般の英ポンドの交換性回復とその後の堅調持続を背景として実施されたものであるが、さらにマラヤ連邦の場合は同国がスターリング地域における有力なドルのかせぎ手でありかつ外貨事情も比較的安定していることが本措置を実現せしめた大きな原因をなしており、また、シンガポールの場合はマラヤ連邦との経済上の相互依存関係を重視してこれに同調したものとみられる。

本措置の実施により、

- (1) 輸入業者はドル地域物資の入手にあたり従来のように煩瑣な輸入手続あるいは香港経由で輸入する必要がなくなったこと。
- (2) 香港経由輸入から直接輸入に切り替えることにより従来香港業者に支払われていた仲介手数料（5～7%）相当分のコスト・ダウンが可能となったこと。
- (3) シンガポールおよびペナンの仲継貿易港としての地位が有利となったこと。

などから今後両国におけるドル地域輸入およびドル地域物資の再輸出が活発化するものと予想されるが、反面香港貿易はある程度不利な影響を受けざるを得ないとみられる。

（注） 両国における香港からの昨年年間輸入額67百万ドル。

◇北鮮の1959年上半年期経済発展計画実施状況

北鮮国家計画委員会中央統計局は7月15日、本年上半期における経済発展計画の実施状況を発表した。北鮮は朝鮮動乱の終息後荒廃した国土の復興と経済開発のため1957年以来第1次5ヵ年計画を実施しているが、とくに本年に入つて技術革新および増産節約運動を展開し、また婦人をも含む労働力の動員を行なつた結果、上半期における経済の拡大はきわめて顕著なものがある。同国の

発表の概要は次の通りである。

(1) 工業生産総額は昨年同期に比べ75%増加し、その結果第1次5ヵ年計画（1957～61年）の目標（注）が2年半繰り上げて達成された。主要工業品の昨年同期比生産増加率は次の通り。

石炭45%、鉄鉄130%、鋼塊28%、鋼材32%、工作機械440%、化学肥料2%、セメント82%、木材27%、紡織品36%。

(2) 農業面では、昨年9月から本年6月末までに、貯水池および灌漑排水施設が9,900建設されたため、作付面積は219万ヘクタールとなり、昨年の2倍に増加した。また牛豚の飼育数も昨年同期に比べそれぞれ14%および34%増加した。

(3) 経済各部門に対する基本建設投資額は昨年同期に比べ68%増加し、また昨年同期に比べ、貨物輸送量は41%、賃金は43%、商品小売額は56%それぞれ増加した。

（注） 第1次5ヵ年計画の最終年における主要工業品の生産目標は、石炭950万トン、鉄鉄70万トン、鋼塊67万トン、化学肥料63万トン、セメント175万トンとなっている。

◇豪州の輸入制限緩和措置

豪州政府は7月31日、8～11月間の輸入水準を従来の年率8億豪ポンドから8.5億豪ポンドに6%方引き上げるとともに、輸入ライセンス発給上の制限を大幅に緩和する旨発表した。同措置の骨子は次の通りである。

(1) 外貨割当額は Category "A"（電信電話機、桐油、アルミニウム板などの重要物資や原材料）について10%、Category "B"（織物、ガラス器具、玩具など主として消費財）について20%方それぞれ増額される。これらの品目はいずれも輸入実績を基準としてライセンス発給が行なわれるものである。

(2) 食料品、化学製品、原綿など60品目は、外貨割当の制限がなくかつ輸入ライセンスを必要としない "Exemption" に追加され、カメラ、ウィスキーなど250品目は販売実績に応じライセンス発給が行なわれる "Replacement" Category に追加される。この結果輸入ライセンスの不要なもの、ないし事実上ライセンス発給上の制約を解除されるものは4億豪ポンド、輸入総額の47%（従来は40%）に達するものとみられる。

(3) ドル地域からの輸入に対するライセンス発給上の制限もさらに緩和され、輸入総額の90%（従来は70%）が自由化されることとなった。

豪州政府が今回、輸入の大幅な緩和措置を実施したの

は、①1958年度下期（1959年1～6月）の国際収支が、羊毛市況の回復を主因とする輸出の増大、民間資本流入の好調などを反映して上期に比し顕著な改善を示し、年度末の外貨準備高はほぼ前年同期の水準（約8か月分の輸入をまかないうる）を確保していること、②本年度も羊毛収穫量の増大と市況の好調により輸出上伸が予想され、国際収支も引続き好調が見込まれること、③同国が目下基幹産業部門で実施中の大規模な経済開発計画を推進するためには、輸入額中約8割のウェイトをもつ工業原料、資本設備の輸入を増大する必要があること、などの事情を背景としたものであり、同国政府が経済拡大政策に対し積極的な意欲を示している点が注目される。

豪州の国際収支

（単位・百万豪ポンド）

区 分	1957年度	1958年度	
		当初見込	実 績
輸 出	812	730	809
輸 入	- 790	- 800	- 793
貿易外収支	- 199	- 200	- 203
経 常 勘 定	- 177	- 270	- 187
資 本 勘 定	136	125	177
外 貨 増 減	- 41	- 145	- 10
年 度 末 外 貨 準 備 高	525	380	515

◇ニュージーランドの1959年度新予算と減税など財政金融緩和措置

ニュージーランドの労働党政府は7月9日、1959年度予算（1959年4月～1960年3月）を発表し、同時に直接税の減税、国内の外国企業に対する税率の引下げ、郵便貯金の付利最高限度の引上げならびに賦払信用規制撤廃など一連の措置を明らかにした。

その概要は以下の通りであるが、同国が先般再度にわたり輸入制限の緩和を発表し、さらに今回財政金融政策上若干とはいえその緩和に踏み切ったことは注目される。

これは、①同国が過去1年有余の間、外貨危機対策として輸入の大幅抑制と海外借款の受入れに努めた結果、外貨事情が最近予想以上に改善されたこと、②この間金融引締め政策の実施によつて国内経済は安定し、かつ増税により財政事情もかなり好転したこと、などの事情を背景として採られた措置である。

(1) 新年度予算……下表の通り財政規模は拡大傾向を示しているが引続き均衡財政を堅持している。歳出の重点は前年度と同様、保健、教育、戦時恩給、社会保障などの厚生関係支出におかれており、歳出総額に占める割合は57%に達している。

（単位・百万NZポンド）

区 分	1958年度		1959年度予算
	予 算	決 算	
歳 入 (うち 税込)	300.4 (264.7)	322.1 (286.2)	317.4 (280.4)
歳 出	293.8	305.8	317.3
歳 入 超	6.6	16.3	0.1

(2) 減税措置……直接税は平年度17百万ポンド方減税される。このうち、所得税については、①本年度は10月1日以降税率が20%方引き下げられ、②明年度以降には免税点の引上げが実施される。

(3) 外国企業課税の軽減……海外からの投資を奨励するため、国内の外国企業に対する税率については、投資国またはニュージーランドのいずれか低い方の税率を適用する（従来は一律にニュージーランドの税率を適用）。

(4) 小額貯蓄の付利最高限度引上げ……郵便貯金の付利最高限度を従来の7,500ポンドから10,000ポンドに引き上げて民間の小額貯蓄を奨励し、その資金は引続き開発投資（本年度85百万ポンドで前年度と同額）の財源の一部に充てられることとなった。

(5) 賦払信用規制の撤廃……賦払信用の規制措置（従来は頭金10%以上、期間18か月以内に規制）は、自動車、オートバイを除く全品目について撤廃される。